

キッズケアホームにこぴあ

身体拘束等の適正化のための指針

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第 44 条に基づく)

事業所名	キッズケアホームにこぴあ（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
所在地	〒894-0062 鹿児島県奄美市名瀬有屋町 29-31
電話	0997-69-3695
運営法人	ホームナースほほえみ合同会社
管理者	福田 亜希子（児童発達支援管理責任者兼務）
法人統括	宮田 智子

版	年月日	内容
初版	令和 5 年 3 月	作成
第 2 版	令和 8 年 9 月 1 日	改定（にこぴあ版として全面改定。障害のある子どもへの支援に合わせて内容を見直し、基準・解釈通知に定める項目を整理）

※具体的な手順は「身体拘束等適正化マニュアル」による。

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、子どもの行動の自由を制限するものであり、子どもの尊厳ある生活と発達を妨げるものである。また、身体の機能低下や、恐怖・不信感など心の傷につながるおそれがある。

当事業所は、子どもの尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的な弊害を理解したうえで、身体拘束をしない支援の提供に努める。

ただし、子ども本人又は他の子ども等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、次の3つの要件をすべて満たし、かつ定められた手続きを経た場合に限り、必要最小限の身体拘束を行うことがある。

要件	内容
① 切迫性	子ども本人又は他の子ども等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代わりとなる支援の方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束にあたる行為の例（子どもの支援で起こりやすいもの）

- ・ ひも・ベルト・抑制帯などで体を椅子・車いす・ベッドに固定する
- ・ 自分で外せないミトン型の手袋をつける、つなぎ服を着せる
- ・ 部屋に閉じ込める、外から鍵をかける、扉を押さえて出られないようにする
- ・ 職員が体を押さえつけて動けないようにする（緊急時を除く）
- ・ 行動を落ち着かせる目的で薬を過剰に使う
- ・ 座位保持装置・車いすのベルトやテーブルを、必要がないのに長時間つけたままにする

※座位保持装置等のベルト・テーブルなど、姿勢を保ち活動しやすくする目的で使うものは、一律に身体拘束とは判断しない。ただし、長時間そのままにするなど使い方によっては身体拘束にあたるため、目的に応じて判断する。

2. 身体拘束等の適正化に向けた体制

（1）身体拘束等適正化検討委員会

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として、法人の「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を活用する（委員会綱領による）。
- ・ 委員会は年1回以上（原則として年3回）開催し、身体拘束の実施状況の確認、代替りの支援方法の検討、指針・マニュアルの見直し、研修の計画を行う。
- ・ 委員会の結果は議事録にまとめ、朝礼・職員会議・LINE等で全職員に周知する。
- ・

(2) 担当者

役割	氏名	内容
身体拘束適正化の責任者	管理者 福田 亜希子	身体拘束をしない支援の推進、やむを得ない場合の判断、保護者への説明
にこぴあの委員	()	委員会への参加、事業所内の状況の報告、職員への周知

3. 職員研修に関する基本方針

- ・ 身体拘束等の適正化に関する基礎的な知識の普及・啓発と、本指針・マニュアルに基づく適正化の徹底のため、研修を年1回以上、定期的に行う。
- ・ 新規採用時には必ず研修を行う。
- ・ 研修の実施日・参加者・内容を記録する。欠席者には資料と伝達研修で補う。
- ・ 虐待防止研修と一体的に行ってもよい。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応に関する基本方針

- ① 3要件をすべて満たすかを、委員会（又は管理者・児童発達支援管理責任者・担当職員）で組織として検討・判断する。
- ② 身体拘束の方法・時間・理由・解除の目標を個別支援計画に記載する。
- ③ 保護者に、目的・方法・時間（期間）・理由を説明し、書面で同意を得る。
- ④ 身体拘束を行った時は、その態様・時間・その際の子どもの心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録する（記録は5年間保存）。
- ⑤ 常に解除を目指して再検討し、要件に当てはまらなくなったら直ちに解除する。

※突然の危険（他児への強い他害、道路への飛び出し等）に対し、命や体を守るために一時的に制止した場合も、直ちに管理者に報告し、記録と保護者への説明を行う。

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等に関する基本方針

- ・ 身体拘束を行った職員は、直ちに管理者に報告し、当日中に記録する。
- ・ 管理者は、委員会に報告し、身体拘束の必要性・方法・代わりの支援について検討する。
- ・ 不適切な身体拘束（手続きを経ない拘束、要件を満たさない拘束）は虐待にあたる可能性がある。発見した職員は、虐待防止に関する指針に基づき、管理者への報告と奄美市への通報を行う。

6. 指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は事業所に備え付け、子ども・保護者・関係者がいつでも閲覧できるようにする。
- ・ 利用開始時に重要事項説明書とあわせて説明する。法人ホームページにも掲載する。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 身体拘束をしない支援のため、子どもの特性の理解、環境の工夫、行動の背景の分析（なぜその行動が起きるのか）に努める。
- ・ 外部研修に積極的に参加し、子どもの権利擁護と支援の質の向上に努める。
- ・ 本指針は年1回以上、委員会で見直す。

附則 この指針は、令和8年9月1日から施行する。

以上